

つくば市物価高騰対策生活者支援給付金

申請期限は **令和8年7月31日(金)** です

市では、物価高騰の影響を受ける市民の生活を支援するため、1人5,000円を支給する事業を実施しています。申請期限は7月31日となっているので、給付金を受け取ったか不明な方は、ご確認をお願いします。

支給対象者

次の①、②のいずれにも該当する方

- ① 基準日(令和8年(2026年)2月1日)においてつくば市に住民登録がある方
- ② 平成19年(2007年)4月1日以前に生まれた方

受給権者

支給対象者が属する世帯の世帯主の方(令和8年(2026年)2月1日時点)

支給額

支給対象者1人あたり5,000円(原則、世帯主の方にまとめて振り込まれます)

給付通知

対象となる方には、市から世帯主の方宛てに「お知らせ」か「確認書」のどちらかを4月中に送付しています。

つくば市物価高騰対策生活者支援給付金に関するお知らせ

※このお知らせは振込までお手元に保管してください。

市では、物価高騰の影響を受ける市民の生活を支援するため、給付金を支給します。
対象者1人につき5,000円を世帯主にまとめて支給します。なお、このお知らせは、本給付金の給付要件に該当すると思われる方で、市で口座を特定できる方に送付しています。

お知らせ(黄色を基調とした通知)

市で口座を特定できる世帯主が対象

→原則5月中旬までに振込が完了しています

※振込先口座の変更を希望した場合や振込できなかった場合、
口座変更の手続きが完了してからの振込となります。

つくば市物価高騰対策生活者支援給付金

確認書

物価高騰対策生活者支援給付金について、支給対象者に該当すると思われるため、必要事項を記載したこの確認書、本人確認書類、振込口座が確認できる書類を返送してください。
※受給辞退の場合も下記チェック欄へ記入の上、確認書と本人確認書類を返送してください。

確認書(緑色を基調とした通知)

市で口座を特定できない世帯主が対象

→令和8年7月31日(金)までに申請が必要です

(オンライン申請または同封の返信用封筒で返送してください)

注意点

- 申請済みの場合でも、内容に不備があると振込ができません。
以下に該当する方は、市から不備の補正をお願いする通知を郵送しています。
- 補正が完了しないと振込はできません。
 - 口座振込ができなかった方 ※「お知らせ」の方も対象です
 - 確認書の申請内容に不備があった方
 - 本人確認書類等、添付書類に不足があった方
- 支給決定通知は送付しません。ご自身で記帳等で振込されているかご確認ください。
「振込依頼人名」欄に「つくばシセイカツシエン」と付記されます。

給付金に関するお困りごとや気になることがある方は、お気軽にお問い合わせください。

お知らせも
確認書も
届いていない

確認書の
申請方法が
分からない

つくば市生活者支援給付金コールセンター



0120-164-417

受付時間 8:45~16:30(土・日・祝日を除く)

※コールセンター及び相談窓口の業務については、株式会社パソナ
パソナ・つくばへ委託しています。

自分が
受給済みか
確認したい

不備の補正を
行っていない